

## 意見書の提出と説明報告書の閲覧について

さいたま市では、中高層建築物の建築及び大規模開発行為等の計画をされている事業者に対して、計画における紛争を未然に防ぐことを目的として、標識の設置による計画の「事前公開」と、条例で定める近隣のみなさまへの「事前説明」が条例により義務付けており、事業計画の説明を通して、事業者と近隣のみなさまの間で話し合いをおこなっていただくよう手続きが定められております。この条例の中で「意見書の提出」と「説明報告書の閲覧」という規定がありますので、説明をさせていただきます。

### 意見書の提出について（条例第11条）

近隣のみなさまは、事業者が現地に設置しております事業計画のお知らせ標識を設置した日から、説明報告書の閲覧が終了するまでの期間、事業者に対して事業計画の内容又は閲覧図書に対する意見書を提出することができます。これは、説明やお話し合いの場で意見を述べるができなかった場合や説明を受けたあとに気がついたことなどを意見書という形で事業者に提出できることを規定したものであり、近隣のみなさまと事業者の間でのお話し合いの延長という位置づけであります。

意見書の様式については、裏面に記載しておりますので、ご使用ください。なお、さいたま市のホームページからもダウンロードができますので、ご活用ください。

【さいたま市Webサイト】 <http://www.city.saitama.jp/index.html>  
「紛争防止条例」で検索ください

### 市に提出された説明報告書の一部を閲覧することができます。（条例第10条第1項）

事業者は近隣住民に説明をした後に、市に対して説明報告書を提出することとなり、市はその説明報告書が提出された翌日から10日間、説明報告書の一部を閲覧に供するようになっております。

閲覧につきましては、対象事業区域（所在地）や計画の規模により窓口を定めさせていただきますので、ご面倒をおかけいたしますが、各窓口にて閲覧に要するお手続きをいただいた上で閲覧くださいますようお願いいたします。

閲覧可能な時間は、平日の午前9時から午後4時30分までとなります。

説明報告書の閲覧と意見書の提出については、期間が定められておりますので、事業者から手続きのスケジュールを確認し、十分に注意してください。

本書面に関する問合せ先  
建設局 建築部 建築総務課  
048-829-1538



(裏面)

様式第7号(第10条関係)

意見書

年 月 日

事業者 様

住所

氏名

〔法人にあっては、事務所の  
所在地、名称及び代表者名〕

電話番号

さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業の名称	
対象事業区域の地名地番	
閲覧図書又は当該閲覧図書に係る対象事業の計画の内容に対する意見	

注 所定の欄に書ききれない場合は、別紙に記載し、添付してください。